

## 岩手県水素ステーション等研究会 規約

### (設置)

第1条 県内への水素ステーションの整備促進に向け、水素ステーション、燃料電池自動車等を巡る諸状況について情報共有を行って機運を醸成するとともに、必要な検討等を行うため、岩手県水素ステーション等研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水素ステーション及び燃料電池自動車等の情報提供に関すること
- (2) 水素ステーションの整備及び運営に係る調査、研究に関すること
- (3) 県内への水素ステーションの整備促進に係る検討に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

### (会員)

第3条 研究会は、第1条の目的に賛同する者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 研究会の入会に当たっては、別に定める入会申込書を事務局に届け出るものとする。
- 3 研究会を退会しようとするときは、その旨を事務局に届け出るものとする。

### (ワーキンググループ)

第4条 研究会の目的を達成するため、必要に応じて、関係者によるワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### (事務局)

第5条 研究会の事務局を岩手県環境生活部環境生活企画室に置く。

### (その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規約は、令和元年5月29日から施行する。